

公益財団法人高松市スポーツ協会健康・体力づくり専門部補助金
交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高松市スポーツ協会健康・体力づくり専門部設置要領（平成 年協会要領第 号）第4条第1項の規定に基づき、健康・体力づくり専門部の加盟団体に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象団体は、協会加盟団体規程（平成30年協会規程第13号）第2条第3号に掲げる団体とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする加盟団体の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を、当概年度の7月末までに、次に掲げる書類を添えて、健康・体力づくり専門部会長（以下「部会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 役員名簿（様式第4号）
- (4) その他部会長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 部会長は、前条に定める申請書等を受理したときは、内容を審査の上、30日以内に交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(支給額)

第5条 補助金の支給額は、部会長が定める当該年度の予算の範囲内とする。

(補助金の返還)

第6条 部会長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受け、交付の目的以外に使用したときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補助金の経理)

第7条 申請者は、補助金についての収支簿を備え、他の経理と区分して記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、補助事業に関する経費の支出を証明する領収書等を5年間保存し、部会長から請求を受けたときは、速やかに提出しなければならない。

(要領の改正)

第8条 この要領の改正は、健康・体力づくり専門部理事会の決議を経て改正することができる。

(委任)

第9条 この要領の施行について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成31年第1回健康・体力づくり専門部理事会の決議があった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。